

平成17年度協働事業提案 に関する検討結果報告書

平成17年12月

柏市長 本 多 晃

目 次

- 1 概要
..... 1 頁 ~
- 2 基本的な考え方
..... 1 頁 ~
- 3 重点的に取り組むべき課題に関する検討結果
..... 1 頁 ~
- 4 最終選考を経た協働事業提案に関する検討結果
..... 4 頁 ~

1 概要

この報告書は、平成17年度協働事業提案に関し、柏市協働事業提案選考委員会（渥美省一委員長、以下「選考委員会」という。）からの提言（平成17年11月4日、以下「提言」という。）に対する検討結果を説明することを目的としたものである。

報告書の前半では、提言に盛り込まれた『今後の制度運用において重点的に取り組むべき課題』を中心とした基本的な事項に関する検討結果を示し、後半では、最終選考を経た5件の協働事業提案に関する検討結果について、個別の提案ごとに考え方を整理したものである。

2 基本的な考え方

協働事業提案制度は、「公共サービスの質の向上」、「市民公益活動団体の事業力強化」、「市職員の協働意識の構築」を図るとともに「市の既存事業の見直し」を推進することを目的として、今年度から新たに導入したところである。

この制度を通じ誕生していく協働事業は、今後、その現場において、これまでの行政単独型の事業に比べ、効果的な事業の拡がりや様々な主体間での交流が進んでいくものと確信している。また、協働事業ならではの課題も生じてくることと予測されるが、様々な取り組みを積み重ねていくことで、課題解決方法のストックを図りつつ、協働事業の裾野を拡げ、多様な公共サービスを展開していきたいと考えている。

なお、協働事業のシステムは、提案から実施、さらには事業成果の振り返りに至る各行程において、市民と行政が『対話』を重ねながら協働事業をつくりあげていくという、そのプロセスが大変重要であると認識している。

今後においても、市民の主体性を引き出すとともに、行政職員の意識改革を進める仕組みとして、選考委員会と協力しながら、制度の充実を図っていききたいと考えている。

3 重点的に取り組むべき課題に関する検討結果

選考委員会の提言では、今後の制度運用において重点的に取り組むべき課題として、次の課題が整理され示されている。

- | | | |
|-----------------|-----------------------|--------------|
| (1) 基本的な概念の普及啓発 | (2) 協働を育てる仕組みとしての機能強化 | |
| (3) 行政提案事業の推進 | (4) 選考過程の見直し | (5) 協働事業の見守り |
| (6) 職員意識の醸成 | | |

選考委員会から提言のあった課題については、市としても重要な事項であると認識しており、今後、しっかりと受け止め対応していく所存である。

ここでは、それぞれの課題に対する基本的な取り組み方針について述べておきたい。

(1) 基本的な概念の普及啓発

柏市民公益活動促進条例の施行から1年を経た今、今年度新たに導入した協働事業提案制度に、多分野かつ多くの応募があったことは、大変喜ばしいことであり、市としても『新しい公共』の芽吹きを実感しているところである。

今後は、こうした市民セクターの成長をさらに促していくためにも、協働の効果が発揮された「成功事例」を積み重ね、市民・行政双方に効果的な情報発信をしていくことに努めていきたい。一つひとつの協働による成果を積み上げていくことで、協働への理解と共感を助長し、さらには多くの市民が市民公益活動に参画していくことを期待するものである。

(2) 協働を育てる仕組みとしての機能強化

今年度は、制度の導入初年度にもかかわらず、26件もの協働事業提案がなされた。しかしながら、実際に協働事業として実を結べるまでに提案の完成度を高めることのできた提案は数件にとどまっている。

これは、協議期間の長短に原因があるというより、提案事業で解決を図ろうとする課題に対する優先順位の捉え方が、提案者と行政において一部違いのあることや、事前に提案者に対して行政の既存事業に関する情報が、効果的に提供されてなかったことなどに起因していると考ええる。

そこで、選考委員会による提言書でも指摘されているような、提案者が応募の前段階において行政の関連情報を集めることができ、かつ提案者の想いを確認しながら事前アドバイスなどを行う『相談機能』の充実を図っていきたい。また、一次選考通過後の関係各課との調整・協議期間は、『提案者の想いを大切にし、今後の事業展開への取り組みを前向きに協議する場』としてより明確に位置付けていくこととしたい。

(3) 行政提案事業の推進

現行の制度は、市民公益活動団体からの提案による協働事業を予定としたプロセス設計としているため、行政側からの協働事業提案をメニューに組み込んでいくためには、『行政提案の抽出・選考方法のルール』についての研究を深めることが重要であると考ええる。

このため、今後においては、特に、行政提案と市民提案を同一プロセスとするか別プロセスとするかについてなどを中心に、そのメリット・デメリットについて、事前に十分な検証を重ねていくこととし、将来的には『行政側からの事業テーマを明示し協働のパートナーを募集する』といったことを制度に組み込んでいくことを検討したい。

(4) 選考過程の見直し

選考プロセスについては、制度導入初年度ということもあり、試行錯誤の繰り返しであった。その中では特に、プレゼンテーション（事業説明）の取扱いが選考委員会の提言書において提起されている。

今年度の提案応募フォーマットは、提案者への書類記入の負担を軽減することを念頭に置いていたため、提案事業の概要を記載するだけにとどまっている。このため、書類選考の時点では、提案者の想いや提案事業で解決すべき課題が若干不明確であったことも否めない。この点に関しては、応募フォーマットにおいて提案内容の全体像が明確に表れるような工夫を図ることとしたい。

なお、プレゼンテーションの出来・不出来は、事業内容の評価に直結しやすいこともあるため、当面は、プレゼンテーションについてはあくまでも申請書類を補完するものとして、制度プロセスの上では位置付けていきたい。

(5) 協働事業の見守り

この制度を通じて事業化が図られた提案については、選考委員会からの提言にもあるように『見守り』の体制をいかに確立していくかが急務である。

一般的には、事業中途においては、選考委員会委員や協働コーディネーターによるヒアリング等が考えられる。また、事業期間終了後には、対外的なアウトプットとして成果報告会等を開催することも考えられる。

なお、選考委員会委員や協働コーディネーターによる『見守り』と並行して、実際の協働関係者（提案者、市関係課など）による『振り返り』の機会をルール化していくことや、協働事業の効果をトレースし市民にフィードバックしていくことも重要であると考え。今後、具体的事例を積み重ねる中で、こうした情報や課題、成果を共有する仕掛けについても検討・実施していきたい。

(6) 職員意識の醸成

市民との協働に関する指針や市民公益活動促進条例の施行，またこの協働事業提案制度の導入などを進めていく中で，市職員の協働に対する意識も少しずつ深まってはいるが，依然として『協働事業』に対しての戸惑いを見せている部署があるのも事実である。

このことについては，まず協働の『根』を育てる取り組みとして，職員研修を強化充実させていくことを重要視していくこととしたい。また，今後この制度を通じて誕生していく協働事業の成果や課題を全庁的に共有し，市職員の協働事業への理解と実践を進めていく考えである。

こうした過程を通じ，多様な市民ニーズに柔軟に対応できる職員への変革に期待するものである。

4 最終選考を経た協働事業提案に関する検討結果

選考委員会から提言された，最終選考を経た5件の協働事業提案に関して，市の検討結果を報告する。

なお，市の検討結果として『協働事業として推進したい』としたものは，協働事業の候補として決定したものである。したがって，今後は，事業化に向けた事業担当課との調整・協議，予算案の編成，予算案に対する市議会の議決（承認）を得た後に，協働事業として実施される予定であることを申し添える。

協働事業提案に対する検討結果概要一覧

一件別の検討結果詳細については、6頁～を参照

番号	提案事業名	市関係課 (は関連予算 配当予定課)	提言内容	市の検討結果
1	大津ヶ丘中央公園敷地 内の花壇の協働による 管理事業	公園管理室	公益性・実現性も高く、協働事業として取り組むことで市民サービスの向上が見込まれるため、提案（委託事業）どおり実施することが望ましい。	《基本方針》 協働事業として推進したい 《予定する協働の形態》 委託
2	柏JSL学習会	指導課 国際交流室 児童育成課	多少課題はあるが、より熟度を高めることで協働事業として取り組むことが可能になると思われる。	《基本方針》 協働事業として推進したい 《予定する協働の形態》 報酬等
3	小学校体育の授業サポート事業	指導課	多少課題はあるが、より熟度を高めることで協働事業として取り組むことが可能になると思われる。	《基本方針》 協働事業として推進したい 《予定する協働の形態》 委託
4	親子ふれあいプラザの 開催	児童育成課 社会教育課 中央公民館	委託という事業の形態ではないが、公益性・実現性があり、提案事業の今後の発展性が認められるので、市の補助・共催・後援として取り組む提案であると思われる。	《基本方針》 協働事業として推進したい 《予定する協働の形態》 既存事業の拡充
5	移動支援人材育成研修 の開催	企画調整課 保健福祉総務課	提案者による提言取り下げのため事業化の検討は中止。	《基本方針》 その他（提案取り下げのため検討中止）

協働事業提案に対する検討結果（一件別）

1 提案事業名	大津ヶ丘中央公園敷地内の花壇の協働による管理事業
2 提案団体名	花ボラ会
3 事業内容	<p>大津ヶ丘中央公園敷地内の花壇を年間を通じて維持管理する事業。花壇の管理にあたっては、購入した苗の定植だけでなく、種からの苗作りや堆肥作りを行う。また、定期的な雑草の除去、水遣りも計画的に実施。</p> <p>なお、地域住民に対する啓発を目的としたキャンペーンの実施も検討する。</p>
4 基本的な考え方	<p>① 協働事業として推進したい</p> <p>2 協働事業として推進する考えはない</p> <p>3 その他</p>
5 基本的な考え方の理由	<p>提案事業は、今後の公園管理のモデルとなり得る可能性も高く、また、協働事業としての効果も高いと思われる。</p> <p>協働事業の実施にあたっては、委託事業（市民公益活動団体との特定契約）としての実施を予定する。</p> <p>なお、長期的で安定し、かつ無理のない事業となるよう、今後、提案者との協議を深めていきたい。</p>
6 協働事業の担当課 は関連予算配当予定課	都市緑政部 公園管理室

協働事業提案に対する検討結果（一件別）

1 提案事業名	柏J S L学習会
2 提案団体名	J S L児童生徒の日本語と教科学習の支援会
3 事業内容	<p>市内在住の日本語を第二言語とする児童生徒（J S L児童生徒）が，学校の教科学習に効果的に参加できるよう，母国語と日本語を併用した学習会を開催し，教科学習を支援する。</p> <p>J S L児童生徒の生存率（退学，不登校を防止）を高めるとともに，共生の社会づくりを促進する。</p>
4 基本的な考え方	<p>① 協働事業として推進したい</p> <p>2 協働事業として推進する考えはない</p> <p>3 その他</p>
5 基本的な考え方の理由	<p>教育委員会においては，現在，日本語を母語としない外国人児童生徒に対して，日本語指導者派遣事業を実施している。これは，日本語能力を高めていくことができれば，教科学習における言葉の壁も軽減されていくという考えに基づいている。一方，当該提案事業も外国人児童生徒が学校の教科学習を効果的に受けるための選択肢の一つであると認識している。</p> <p>個々の学校や外国人児童生徒における条件の違いもあるなかで，提案事業を成立させていくことへの課題も山積しているが，提案事業の趣旨及び内容は，柏市次世代育成支援行動計画にも位置付けられており，外国人児童生徒の人格形成や健全育成においても価値の高いものと受け止め，今後，提案者との事業実施に向けた協議を深めていきたい。</p> <p>なお，事業形態については，既存事業である日本語指導者派遣事業との整合を図る等の関係から委託事業としてではなく，報酬等による事業実施を予定する。</p>
6 協働事業の担当課 は関連予算配当予定課	<p>教育委員会 学校教育部 指導課 企画部 国際交流室 児童家庭部 児童育成課</p>

協働事業提案に対する検討結果（一件別）

1 提案事業名	小学校体育の授業サポート事業
2 提案団体名	（特活）スマイルクラブ
3 事業内容	<p>小学校の体育授業にスタッフを派遣。複数の指導者により授業の質を高めると同時に、運動指導のスキルを教師と団体が共に高めあう。こうしたことにより、子どもたちの体力向上を図ることも目的とする。</p> <p>なお、当面は特殊学級等がある小学校でのサポート事業を中心としつつも、学校の要望に応じて実施していく。</p>
4 基本的な考え方	<p>① 協働事業として推進したい</p> <p>2 協働事業として推進する考えはない</p> <p>3 その他</p>
5 基本的な考え方の理由	<p>「運動を苦手とする児童」や「障がいを持つ児童」の体育指導に実績のある提案者との協働事業は、児童の基礎的体力を向上させるとともに、運動嫌いの児童を減少させるといった効果が期待できる。また、教員資格を有する提案者のスタッフが授業のサポートに入ることにより、教師は、児童個々に応じた、よりきめ細かな体育指導が可能になると考える。</p> <p>協働事業の実施にあたっては、委託事業（市民公益活動団体との特定契約）としての実施を予定するが、今後、実施校や実施体制の詳細について、提案者との協議を深めていくこととしたい。</p>
6 協働事業の担当課 は関連予算配当予定課	教育委員会 学校教育部 指導課

協働事業提案に対する検討結果（一件別）

1 提案事業名	親子ふれあいプラザの開催
2 提案団体名	（特活）パートナーとうかつ
3 事業内容	<p>小学生低学年の児童とその保護者を対象に，工作と自然観察会を中心とした事業を展開。親子と友達相互のコミュニケーションを図る場とすると同時に，サポートスタッフとの世代間交流を促進することにより，相互理解を深め，子どもの人間形成に助力する。</p>
4 基本的な考え方	<p>① 協働事業として推進したい 2 協働事業として推進する考えはない 3 その他</p>
5 基本的な考え方の理由	<p>提案事業と同種の事業は，現在，社会教育課と中央公民館が協力して実施している子どもの居場所づくり事業「地域子ども教室」で既に実施しており，かつ，提案者もその実施に連携協力していただいているところである。</p> <p>このため，今後，当該「地域子ども教室」を実施する中で，提案内容を反映していくことや，児童センターで実施する工作教室のカリキュラムを見直す中で，提案者との協働事業を検討していくこととしたい。</p>
6 協働事業の担当課	<p>児童家庭部 児童育成課 教育委員会 生涯学習部 社会教育課 教育委員会 生涯学習部 中央公民館</p>

協働事業提案に対する検討結果（一件別）

1 提案事業名	移動支援人材育成研修の開催
2 提案団体名	（特活）NPO支援センターちば
3 事業内容	<p>市内において移動支援事業を行う団体に対する，人材育成研修を開催。移動支援の担い手のレベルアップを図るとともに，市民が利用できる団体の増加を目指す。</p>
4 基本的な考え方	<p>1 協働事業として推進したい 2 協働事業として推進する考えはない ③ その他</p>
5 基本的な考え方の理由	<p>提案事業は，公共性・実現性も高く市民サービスの向上が見込まれるため，協働事業として取り組む方向で協議を進めてきたが，同種の事業を既に社会福祉協議会が実施していることが判明したため，提案者からの提案取り下げとなった。</p> <p>このため，提案者と市の協働事業としてではなく，提案者と社会福祉協議会が今後連携し，かつ継続的に事業を実施していくことを市も積極的に関わりながら支援することとした。</p>
6 協働事業の担当課	